

教育再生会議合同分科会
議事録

内閣官房教育再生会議担当室

教育再生会議合同分科会議事録

日 時 平成19年11月27日（火） 14：05～16：00
場 所 霞ヶ関東京會館「ゴールドスタールーム」

議 事 次 第

- 1．開 会
- 2．時代の変化に合った教科や教育内容の在り方について
- 3．幼児教育と親の学びについて
- 4．有害情報対策について
- 5．閉 会

（配付資料）

- 資料1 時代の変化に合った教科や教育内容の在り方について（論点メモ）
- 資料2 幼児教育と親の学びについて（論点メモ）
- 資料3 有害情報対策について（論点メモ）
- 資料4 時代の変化に合った教科や教育内容の在り方関連資料

池田座長代理 それでは、定刻も過ぎておりますので、ただいまより教育再生会議合同分科会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中にも関わりませず、このようにお集まりいただきまして、感謝いたしております。

本日はご案内のとおり、第2分科会に関連した議論が中心でございますので、私が議事進行をさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

(プレス退室)

池田座長代理 それでは、議事に入らせていただきます。

本日の会議では、お手元の議事次第にあります通り、まず最初に時代の変化に合った教科や教育内容の在り方についてご議論いただき、次に幼児教育と親の学びについてご議論いただきます。最後に有害情報対策についてご議論いただきたいと思いますと考えております。

それでは、まず一つ目の議題の「時代の変化に合った教科や教育内容の在り方」に入らせていただきます。事前に資料等につきましては論点メモを中心にお送りさせていただいておりますので、この資料につきましては事務局より簡潔に説明をお願いしたいと思います。

山中副室長 それでは、資料1でございますけれども、時代の変化に合った教科や教育内容の在り方についてということで、事前に皆様方にも資料をお送りしておりますので、簡単にご紹介申し上げたいと思います。

まず、論点1は教育院構想の実施ということでございます。これは小宮山先生の方からご提言がございまして、東京大学あるいは教育組織における取り組み状況を踏まえて、教育院構想の具体化ということを議論いただけたらということでございます。これについては小宮山先生の方からペーパーも提出されておりますので、ご説明いただけたらと思います。

また、この教育院構想につきましては陰山委員の方から意見のペーパーをいただいておりますけれども、積極的にぜひ推進してもらいたい、賛成だというご意見が寄せられているところでございます。

論点2でございますけれども、小学校からの英語教育についてということでございます。小学校からの英語教育につきましては、現在中央教育審議会におきましても検討が行われているところでございますけれども、資料の2枚目の論点2にございますように、中教審の方では小学校段階では外国語活動ということで英語について教えたらどうだろうか。この場合、中学校での学習を前倒しするというのではなくて、コミュニケーションを体験させる、あるいは音声面を中心とした活動を行って、言語、文化について理解させると、そういうふうな感じで行ったらどうだろうか。また、その場合、高学年、ですから5、6年生で週1コマ程度を確保するという形で、またそういう活動ですので数値評価にはなじまないだろうということで、教科とは位置づけないということ。学級担任を中心にいたしまして、ネイティブの人や英語の担当の方がチームを組んで教えるという方法で英語教育をまずは小学校に導入してはどうだろうか、そんなふうなところが11月の審議まとめであ

るところでございます。

英語教育につきましては、小野委員、それから陰山委員の意見も寄せられておまして、小野委員からはもう少し教科としてはどうかとか、あるいは週3回程度位できるように、あまり上限を設けない方がいいんじゃないかといったご意見。また、陰山先生からは、積極的ないろいろな試行錯誤をそれぞれの市町村なり学校で認めるような弾力化をという点、あるいは小学校への英語教育導入、これを契機に英語教育全般の見直しをしたらどうだろうかといった意見が寄せられているところでございます。

論点3は時代に合った教育内容の充実ということでございますけれども、教育基本法が改正されまして、それを受けて公共の精神、あるいは社会形成への参画といった観点、あるいは自然を大切に、環境の保全に寄与するといった観点、あるいは宗教に関する一般的な教養といった点が設けられたと。そんなふうなことを中心に教育内容の充実ということでございますけれども、陰山先生からは指導要領というものの弾力化で教育課程とか教育実態、いろいろな試みが行われている、そういう情報を共有化するといったことが必要ではないかといったご意見が寄せられております。

最後に、論点4ということで、職業教育、「ものづくり」教育の充実でございますけれども、論点4は現在の高等学校、特に専門高校における教育の在り方、職業教育の在り方についてということで2点挙げております。また、最後のページでは、特に「ものづくり」教育という観点から、義務教育段階、高等学校の段階、専門高校、あるいは普通高校、大学、高等専門学校、専門学校、そういう段階での「ものづくり」教育の充実といった点、それに関連して地域とか産業界との連携といった点が挙げられております。先週まで静岡の方でユニバーサル技能五輪国際大会も開催されておりましたけれども、そういうふうなところからものづくり技術の伝承といった観点でございます。

陰山委員の方からは、ものづくりの仕事がやっぱり社会的に評価される必要があるんじゃないかといった点が意見として寄せられております。

以上でございます。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、早速議論に入らせていただきたいと思います。まず最初に論点1にあります教育院構想につきましてご議論いただきたいと思います。

本日は教育院構想につきまして、小宮山委員より資料を提出いただいておりますので、簡潔にご説明いただければと思います。

小宮山委員 それでは、「教育院（仮称）についての検討状況」という資料をごらんいただきながらちょっとお聞きいただきたいと思います。

最初に「復習 教育院構想とは？」ということですが、3月に第3分科会で提案したわけですが、時間があいたこともありますので、再度簡単にご説明させていただきたいと思います。

教育院は簡単に申せば、教材・カリキュラム等に関する研究・調査、教員の研修、教員

の養成を相互に連携させつつ行う大学等のネットワークというのが基本です。

3つからなるうちの研究・調査の部門では、常に変化する先端知、バイオの分野ですとか環境の分野、極めて激しく変化する知識、あるいは社会の状況を反映した教材カリキュラムづくり、あるいは学級経営に関するノウハウといったことについて実践的な研究を行うという機能。

それから、教員の研修部門では、研究調査部門で開発した教材やカリキュラムを現場できちんと教えられる教員を育てるための教員研修を行うということで、これは教員が集まる場を活用した現場情報の収集といったようなことをも伴うものであり、10年に一度とかそういった形のものではなく、いわば恒常的に研修をする仕組みであります。

それから、教員養成部門というのは多様な免許取得コースを提供するというので、これは例えば教育の免許状の取得に必要な単位のうち、例えば教職に関する科目、教育心理学とか科目の指導法といったものだけを短期間で集中して学ぶことができるコースといったようなものをつくるということです。

こうした3つの部門の連携によってこれまで教育再生の中で議論してきたこと、いろいろ個別にございますけれども、その3本柱、1つは教育内容、もう一つが教員の質の向上、それからシステム改革。この3本柱について、まず変化する先端知、あるいは社会変化を反映した新しい教育内容、次に、それを教えられる多様性と専門性を備えた教員集団の構築。このような新しいシステムに総合大学が連携して取り組むということであります。

プロジェクトKとあって、陰山、門川、小宮山とKが多いものですから、プロジェクトKをつくって検討するというのを第三分科会でお認めいただいて、これまで検討を進めてまいりました。7月までの間に主としてメールベースで議論を行いまして、報告書を取りまとめたところです。別添の報告書がございますので、こちらをご参照いただければと思います。この検討を通じて、門川、陰山両委員のご意見で新たに出てきた視点というのは以下のことでございます。

第1に、大学以外の参加セクターの必要性であります。それは教育委員会とか、京都などで行われている教育リソースセンターなど、あるいはNPO法人といったようなもの、そうしたものが参加することが極めて有効であろうと。これは門川委員の方からいただいたご意見です。また、構想段階では既存の教育界の考え方にとらわれないことが重要であると考え、あくまで総合大学ネットワークとして取り組むというふうにご考えていたんですが、現場とより密接につながっている人の参画が実行上不可欠であるということで、いわゆる教育界の暗黙知といったようなものに光を当てることから新たな可能性が広がっていくということを注目しております。これが第1点です。

それから、第2点は教育に関するいろいろな試みを検証する場、それとそういった実践を蓄積していくシンクタンクが必要だということです。そうでないと消えてしまう。これは主として陰山委員からいただいたご意見です。旧来高いレベルで行ってきた日本の教育を支えてきた教員の知恵や技術というものをきちんと蓄積、継承する仕組みというものに

いささか欠けるところがあったと。一たん空洞化が起こるとあっという間に失われてしまう可能性があります。人が人に伝えていくという構造ですので。ここには注意しないといけないでしょう。また、教育に関する先進的な取り組みというのはいろいろ行われてもおりますし、また提案されているんですが、それをやったら一体何が起こるのか、きちんと検証した上で取り入れていく必要があるんだということ。これも再三この委員会で私は主張しておりますが、それを研究し試行していくという仕組みがこれまでなかった。それがこの教育院で行えるのではないかということでもあります。

最後に、教育におけるITの利用というのは極めてこれから重要です。それにはもっと専門的な視点での検証、実習ということ、実践が必要という点です。これについては大学研究者という枠組み、総合大学の枠組みもさることながら、企業の参画ということが不可欠だろうと思います。

これは復習でありまして、少しその次に東京大学における進捗状況を次ページでございますが、お話しさせていただきます。

以上のような考えのもとに、既に東京大学で幾つか着手しております。

まず、6月に知の構造化センターというのを開設しました。これは必ずしもこのためにつくったというのではなく、先端知を構造化していく手法の研究を行い、実践していくところです。例えば学術知識をオントロジーを用いたサーチにより統合するといったような10あまりのプロジェクトででき上がっているもので、教育だけではございませんけれども、実践の一つとして初等中等教育のカリキュラム研究ということをプログラムに組み込んでスタートしております。

それから、来年度の予算に「新しい教育」モデル実現に向けた支援事業、公教育再生に向けた大学の知の活用という名前の支援事業として東京大学から予算要求をしております。これが認められれば、まずは大学の先端知を反映した21世紀にふさわしい初等中等教育段階の、まず理科教育と考えておりますが、理科教育を構築するための教材開発に取り組む予定であります。続いて、授業内容改善のための教員研修カリキュラムを開発するという計画で、平成20年から24年という形で予算要求を今してございます。

これらを有機的に東京大学の試みではなくて、他大学あるいは他のセクター、先ほど申し上げたセクターと共同していく、進めていく形にしたいと思っております、教育院準備委員会（仮称）を2008年冒頭に立ち上げる予定であります。

まずは関心と熱意を持つ大学及び教育委員会に呼びかける、いわばこの指とまれであります。今のところ参加が想定されておりますのは、東京と京都と名古屋と3つで考えてございまして、東京チームは東大のほか、お茶の水女子大、早稲田大学とご相談しまして、学長レベルではぜひやりたいというご了解を得てございます。京都チームは、門川委員、陰山委員の方から伺う方がよろしいのかもしれませんが、京都市教育委員会、京都大学。名古屋チームは、名古屋大学は平野学長が強く賛同されているので、期待しております。これはスタートのグループと考えております。

最後に今後の展開と展望についてお願いをしておきたいんですが、1つは長期的には論点メモにございますとおり、段階を追って進めていきたいと思っております。当面は各参加セクターが各々取り組みやすいところから着手していくということで、例えば東京チームは教材から始める可能性が高い。京都チームは実践の場を通じた教員の恒常的な研修というような形が中心になるのかもしれませんが。名古屋チームは企業を巻き込んだ教員の免許状交付と企業からの地域への教員の派遣といったようなことからスタートするのかなと思っております、そうした各々が取り組みやすいところから着手、実践していくというのが現実的ではないかと考えてございます。

今、準備委員会のことを申し上げましたが、これをいずれ実行委員会として全体を把握し、重複部分の交通整理、あるいは抜け落ちている事項への対応の検討等、進捗を管理して、全体で当初の目的を達成するというように進めていきたいと考えてございます。

つきましては、ぜひ今の構想についてご検討いただきたいということ、関連して以下の3点を要望したいと思います。

第1点は、現状は有志による取り組みであります。軽くても構いませんので、何らかの正式な位置づけということが必要だと思います。例えば、文部科学省の事業にするとかいったようなことをお考えいただきたい。これが第1点です、正規な位置づけ。

それから、第2点は企業にも参加を呼びかけたいと。先日この場でも企業からの地域の学校への教員の派遣の試行ということをお願いして、非常にご賛同を得ましたが、これまで企業の方何人にも申し上げてございますけれども、ほぼ全員大変積極的というふうに私は受けとめてございます。それで、是非この枠組みで試行をアレンジしたい。また、ITの教育利用については、研究者よりもIT企業による専門的な観点からの、あるいは実践的な観点からの参画が不可欠だと思います。ぜひ経団連等の場で呼びかけていただきたいというふうにお願したい。これが第2点です、企業の参画。

第3点、これが最後です。うちの大学では21年度から運営費交付金の中で着手いたします。他大学やそのほかのセクターが今後取り組んでいく場合のことを考えますと、どうしても、それほど大きな予算は必要なものではございません、しかし要りますので、その予算の枠組みの構築を強く要望したい。例えば、1カ所3,000万円で10カ所といったようなことで可能なものかと思っておりますので、予算化するというのをぜひお考えいただきたい。

以上の3点が要望事項でございます。

池田座長代理 ありがとうございます。

これまでこの教育院構想につきましては、いろいろとご議論をさせていただいてまいりました。それを今、集大成の形で小宮山委員からまとめていただいたわけでありまして。

では、門川委員、どうぞ。

門川委員 大学での優れた研究の成果というのがございます。一方で、教育現場は、学力の問題や発達障害の問題など多くの今日的な課題に直面する中から様々な実践が熱心に行われています。そして、それぞれの教育センターでカリキュラムの開発などいろいろな

取組をしています。しかし、そうした取組はバラバラに行われており、多くの大学と学校現場が連携した研究が進んでいる面もあるが、ほとんどが、個別の連携に留まっています。こうした研究を融合することが重要だと思います。

それから、このネットワークをつくることによって大学と学校現場の融合も進みます。例えば、京都大学に教育実践コラボレーション・センターが今年創設され、学校現場の実践を中心にして、大学研究者の研究が融合された例もある。また、京都大学でのこころの未来研究センターの創設、また私学もさまざまな取組をされ、大学コンソーシアムで複数の大学と学校現場と一緒に取組を行うことも始まっています。

そういう点で、是非とも京都市教育委員会も大学コンソーシアムなどに呼びかけて参画していきたい。同時に、民間企業ですけれども、教材開発会社、教科書会社が例えば公益法人をつくるとか、NPO法人をつくるとか、あるいは団塊の世代で定年退職される研究者の中には、非常に優秀な人がおられる、そうした企業などとのネットワークを築くことや団塊の世代の方々の参画の仕組みもつくって現場に役立つ研究が進むよう取り組んでいきたい。

最後に大学教育の範疇での産学公連携ということがよく言われるんですけども、やっぱり初等中等教育で大学も産業界も学校現場も行政も連携して、初等中等教育を具体的に改善していく、そんな仕組みにできればと思います。大きな予算にはならないと思いますけれども、予算的な位置づけもお願いしたい。

以上でございます。

池田座長代理 ありがとうございます。

こういう方向づけにつきまして、既に皆様方も十分にご理解いただいているのではないかと思います。今後の方向づけ、具体化につきまして、ご意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

葛西委員、どうぞ。

葛西委員 先端知という言葉は多分辞書にも載っていない言葉であり、よく意味がわからないんですけども、初中等教育ということを念頭に置くのであれば、常に変化する「先端知」というよりも、変わることはないすべての基礎となる知識をしっかりと教えるということの方が、優先度ははるかに高いような気がいたします。

「読み・書き・そろばん」といったようなものが不十分な状態の子供が小学校から中学校に上がり、中学校から高校に上がり、高校から大学に進んでいくというところにこそ問題があります。現在子供たちが直面している、あるいは親が直面している問題というのは、高校改革が失敗したことにより公立高校の質が低下した影響で私立中学の受験競争が過熱し、公立の小学校の質が低下したために私立小学校を受験する子供たちが増え、子供たちに大変な負担がかかるようになってきているということだと思います。この現実を見れば、「先端知」の教育は大学で有志が大いに研究されるのはいいと思いますが、それは今ある大学の予算の中で大学の人材が行えばいいのであって、有志の研究としてしばらくやって、

展望が明らかになり一つの方向が見えた段階で、初めて全体の枠組みや予算化のことを考えればいいんだと思うんですね。むしろ今は現実の問題として、足下にある問題への対処を第一に考えるべきだと思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

小宮山委員、どうぞ。

小宮山委員 少し誤解もあるようですが、さまざまなカッティングエッジの知識を子供にこのまま教えたいと、そういう意味ではございません。例えば、実は遺伝子以外の90%あまりの部分がものすごく重要だなんていうところというのは、実はここ半年ぐらいで分かっているようなことなんですね。それを子供に直接教える必要はないと思います。ただ、そういう背景ぐらいはやはり理科の高学年の先生ぐらいは知識を持った上で教えるべきだと思うんです。そうでないと、質問なんかされたときに困ります。

門川委員 それからもう一つは、最先端のことをそのまま教えるということではなしに、カリキュラムをつくるとか、教材とか、教具をつくるのに、例えば民間企業だけで開発されると現場の実態に合わないことがあります。大学も民間の教材会社もNPO法人等も現場も一緒になってつくるシステムにすれば、科学技術の進歩を現場の実態に合った形で活用し、黒板とチョークを中心とした授業や学校運営を変えていくことが可能になると、そういうことも含めてのことです。

葛西委員 それからもう一つ、企業からの参画ということで教員の派遣ということが書かれております。しかしながら、企業が例えば派遣する際に1年なら1年という短期に期間を限って、派遣される人間の企業人としての管理能力、適用能力を問う形で募集し、あるいは企業がその人間の指導能力、指揮能力を高めるためというような観点から派遣するのであれば、企業からは優秀な人材が派遣されてくると思います。しかし、企業の経験者を、単に特別免許を与えて活用するという形にした場合は、企業内の落伍者が派遣されてくるケースがありうると思います。

したがって、企業と学校という組み合わせをうまくリンクさせ、進めていくという観点でいいますと、どういう仕組みの中で、どれくらいの期間で、人材を循環させるのかということを十分考えておきませんと、これは言ってみれば企業の中で不適合な人たちを外に出すという一つのパイプに使われてしまう可能性がありますから、この点は十分用心する必要があると思います。

それから、初中等教育を良くしようという考え方であるならば、むしろ教育学部における教職単位の取得が免許の前提となっているという今の教員養成システムそのものが非常に問題なのであって、出身学部に関係なく成績優秀で心身の健全な人間を対象に、積極的に広い裾野で人材を求めていくというやり方にしないといけないと思います。例えば心理学を学べば人間の心理が分かるのかといったら、そんなことはないと思います。人間学というのはやはり体得すべきものであって、教室の中でテキストを使って知識として教えられるべきものではないですから、本当に教員の質を高くしようと思えば、自分の教える科

目について十分な知識を持ち、心身が健全であり、その上で実際に教育の現場でOJTを通じて教育というものを体得していくという道を開くべきであります。第一次答申で確か入っていたと思うんですが、ここではいわゆる企業からの派遣だけに絞られてしまっているというのは大変問題があるように思います。第一次答申の内容に沿って、教員の採用に関しては企業からの人材に限らず、教育学部以外の専門知識習得者まで幅を広げて採用すべきであると思います。

それから、教育院と教育学部の関係を考えると、教育学部に比べ教育院は先端の部分をオーガナイズすることになると思われるんですが、構造的に重複する仕組みになるわけでありまして、教育院を機能させるとするならば、教育学部の方は廃止するなど、両者の関係を整理することを考えていくべきではないかと思えます。

池田座長代理 ありがとうございます。

いろいろご意見はございますが、恐縮ですが、品川委員で最後にさせていただきたいと思えます。

品川委員 ありがとうございます。できるだけ手短にまいります。

教育院、賛成です。ただ一点、私自身も北大の子供発達臨床研究センターの学外研究員でございますが、今、各大学にそういった子供理解のためのセンターが随分できました。、それぞれが別々のことをやっておられますので、これらがネットワーク化されることは非常に有効だろうと考えます。

また、よく陰山委員がおっしゃるような、IT化されてプログラムなどがダウンロードできるようになれば現場は非常に助かると思えます。と同時に、1点だけ私自身の強いリクエストというかお願いがございまして、それは教育学や教育心理学、つまり教育学部だけの連携ではもはや限界があるという点です。実際、北大にしてもお茶の水大にしても奈良教育大にしても今教育学部に子ども臨床センター的なものができて、そこに医学部出身の児童精神科医や小児神経のドクターが教授で入っておられます。つまり、教育学だけではもはや限界だということを、知っているところは進めている。

ちょうどこの3日間、日本LD学会がございまして、基調講演にはタフツ大学のマリアン・ウルフという脳科学者がいらっやいました。LD学会、つまり教育学の学会の基調講演を脳科学者がやる時代なんです。なぜかといいましたら、話すという機能は人間は持って生まれている、言語を問わず、視覚聴覚機能を問わずなんらかの構文のベースとなるものが生まれ就いて持っているというのがもはや常識になっておりますが、一方で書くとか読むという機能は生まれつきではないんですね。文字を持たない民族は多数ありました。だから、脳の仕組みを科学し理解することは、読み書きの力をいかにつけていくかということに直結する。逆を言えば、言語別に読み書きの能力を理解することが、脳の仕組みを理解することに直結するわけです。ウルフ教授の通訳をしていたのですが、彼女が言うことは、日本語のように言語の透明性が高い面と非常に低い面の両方を併せ持つ複雑な言葉を子どもたちがどうして学べるのか、その仕組みをディスレクシア児を通してエビデンス

ベースで研究することが世界的なレベルで脳の仕組みを理解し解析することに直結する、と。これが現在、世界最先端で進んでいることです。だから、香港もフィンランドも脳科学や社会科学の知見が乳幼児教育レベルまで落とし込まれています。各国でディスレクシアの取材をしておりますと、私もそのとおりだ痛感しております。是非この教育院には、教育学部だけではなくて、そういった理系、特に脳科学の人たちや小児神経・児童精神など医学関係、社会科学の方々にも入っていただきたいと思います。

もう一つは、予防という視点を是非入れて欲しいということです。ここにいじめや学力低下というようなことが書いてございますが、どちらも起こってからの対応ということになります。そもそも私がこういった教育の取材にかかわるようになったのも、虐待予防という観点からでした。今、ニートとか引きこもり等社会不適應の若者たちを研究している社会学や青年労働学の学者たちを取材しますと、教育学と自分たちの間が乖離していることを指摘されます。全くその通りだと言うのが、現場で取材している私の思いです。ニートや引きこもりを作らないような教育的指導を、なぜ初等中等教育からもっと力をいれてやらないのか。社会学や労働学の研究者も、教育の段階で何とかしなければいけないのだが、教育との連携が全くないと指摘しておられました。たとえば、不登校児がいるとする。校長に「不登校の子どもは何人いますか？」と聴くと、みんな答えたがらない。なぜかといえば、放置しているからです。「小学校から不登校だったし」「家庭に問題があるから」「転校生だし」と、正直だいたいこの3つのパターンでいいわけします。でも、職業的に自立できてない20代30代の57%が学校不適應を起こしている。だから不登校やいじめをないがしろにしては絶対にいけないのです。

ちなみに、欧米でディスレクシア支援を早期から力をいれているのも、基礎学力不足が将来の自立に確実に影響を与えていることが分かっているからです。だからハーバードも香港大学も、アットリスクな子供たちをどうやって支援していくかということについて、SRとかメタアナリシスがかかった、統計分析がかかったデータをもとに教育プログラムを開発して実践しようとしているわけです。そういった若年層の貧困化とか社会的排除に直結していかないような教育を提案できるような研究部門も入れていただく必要があると考えます。それが予防教育のベースになります。

以上でございます。

池田座長代理 では、川勝委員、短めにお願いします。

川勝委員 この第三分科会でプロジェクトKをしていただきたいというふうに私もしていたものですから、小宮山委員の方からご報告がありました。これは今葛西委員が言われたとおりの問題をはらんでいるわけですね。

教育院構想が社会総がかりで立派な教員を養成するという目的のもとに、今こういう具体的な案が出ているわけです。したがって、教育学部とか、あるいは今文科省でされておられますような教職大学院、こうしたものとどう差別化されて、そして最終的に社会総がかり、企業の方、あるいはNPOの方、あるいは地元の方、そうしたことを全部巻き込

みなから、先端知をきちっと踏まえた方が基礎教育をきちりすると。

こういう意味で、つまり旧来の教育学部、教職大学院、教職大学院の方は今ちょっと過程にありますけれども、そうしたものにとってかわる、社会総がかりのためのそういう組織だということ所で、葛西委員の問題提起、すなわち教育学部におけるこれまでの教員の限界は見えているので、それにかわり得るもの、しばらくは併走するでしょうけれども、そうしたものとして新たに整理して出していただければ、もう少し説得力が出てくる。

このままですと、何か文科省の指導要綱を書いている人たちにもう少しこれを勉強しろということにもなりかねないので、そうではないんだということを確認に出していただきますと、既存の制度との関わりを明確にしていれば、教育院が社会総がかりの一つの提言になっていくということになると思います。

小宮山委員 今のとてもよくまとめていただいたと思いますけれども、そういうつもりでやっております。それは今までの議論の中でもかなり明確になってきている話で、大きな仕組みがあって、その横にこの教育院というのを置く、軽く試行もできる、実践ができる試みで相補的なものというふうに考えていて、こっちが良くなればこっちも良くなっていくという、そういう関係のものを前提としております。

池田座長代理 ありがとうございます。

いずれにしても、ネットワークは大変重要でありますので、今日ご説明いただきました内容を基本に、只今のご意見を踏まえまして、もう一度再構築してご提示させていただければと思います。ありがとうございました。

今日は議題が多いこともあり、大変申しわけございませんが、進行につきましてご協力をお願いいたします。

それでは、第2の討議事項でございますが、小学校からの英語教育につきましてご意見を頂戴したいと思います。本日は中嶋委員から資料を提出いただいておりますので、まず中嶋委員からご説明をお願いします。

中嶋委員 今日改めて、前回ちょっとお配りした方もあるんですけども、ちょうど町村長官がここにいらっしゃいますが、当時の町村文科大臣に提出した2001年の文科省における英語指導方法改善懇談会の答申の報道のものがございまして、それらも参考にさせていただきたいと思います。

小学校の英語教育につきましては、私自身、中央教育審議会の外国語部会の主査をこの1月までずっとやっております、その後を受けた外国語部会、それから教育課程部会がつい最近まとめを出したんですね。それは大まかに言いますと5、6年生から英語を30時間ぐらい導入するという方針であります。ただし、それは私個人の考え方、ないしは英語教育に関するいろいろな考え方からすると、非常に中途半端な妥協策なんですね。

ここにお配りしましたように、既に英語教育の在り方については随分いろいろ議論もしてまいりました。2001年というのは今からもう6～7年も前のことでありまして、この時期からアジア諸国を見てもものすごく変わっているわけです。我が国はしょっちゅう行き

つ戻りつしていて、この問題になかなか方針が出てこない。例えば、中国にしても韓国、台湾、あるいは最近のインド、このころはまだインドの台頭なんていうのはなかった時期ですから、世界がものすごく大きく変わっております。それに対応するような教育をぜひ導入していくべきだと思うんです。

特に、日本では英語教育をやると国語が駄目になるという議論が確かに俗耳には入りやすいんですけども、すぐ出てくるんですね。前文科大臣もそんなことをおっしゃったために、一時討議自体が凍結されるというような問題もありました。ところが、特にヨーロッパは最近非常に言語教育について、さまざまな言語学者や現場の外国語の先生やいろいろな人たちが協力しまして、EUにおける新しい言語政策というのが非常に進んでおります。その一部をご紹介しました資料を今日お配りしてございます。

その中のEUにおける多言語主義の方は、見ていただくと分かりますように、これは前の資料にも入っていましたね、日本と違って経験上大変早い時期から言語教育が始められると学校の成績が向上するための重要な要因となる。これは後でちょっと発言させていただきたい幼児教育にも非常に関連するんですね。幼児教育も私自身の体験からいっても、「つ」がつくまで、9つまでなんですね。つまり、認知力がついちゃって他のことに関心がいく前に、耳から聞いて自然に覚えると。音楽でもそうなんです、それも非常に英語と関係するんですね。まさにEUあたりで議論しているのはそういうことだと。それから、先ほど出た脳科学の最近の発達によって、それはほぼ裏づけられている。

それだけではなくて、他の言語に接すると母語が堪能になるのみならず、言語教育が母語の習得をも容易にする。言語教育が心を広げ、知性を刺激し、人々の持つ文化的視野をも広げる。こういうコンテキストの中で、むしろ母語をしっかりとさせるためにも他の言語を学ぶことが非常に効果的だということが出ております。

それから、さらにごく最近は、ここにありますようにヨーロッパの共通枠組みがコモン・ヨーロッパアン・フレームワークとして言語教育について出ております。これを見ていただくと分かりますけれども、いわゆるマルチリンガル、多言語主義をさらに乗り越えて、プルリリンガリズムという、複言語主義ですね。これは日本でもかなり英語が入っていますから、例えばコンピューターを使うにもほとんど英語が入っていますから、日本語と英語との間に何らかの複言語主義が自然に働いているはずなんですね。英語がある程度わかると、それがしゃべれなくても自分の言語の世界が非常に拡大していくというような、そこまで言語教育なりがいつているのに、日本は相変わらず国語か英語かということになっている。

私はその意味では、ここに小野委員の提案もありますように、やるならば中途半端ではなくて、きちんと小学校から導入すべきである。しかも、今の中教審がこれからやろうとしている、文科省がやろうとしていることは、5、6年生からなんですね。現場で小学校の英語をやっている先生方の会なんかに出ていますと、それだけはやめてほしい。5、6年生だとみんないってみればある種の思春期というか、自分でなかなか表にしゃべりたく

ない、しゃべれない恥ずかしさが出てくる。その前に、もうちょっと幼児の時から進めるべきだという意見が非常に強いんですね。

ですから、そういう意味からすると、私はきちんと導入するならば、それから教科を前倒ししてはいけないというんですけれども、今中学の英語だって非常に劣っていますし、きちんと前倒しをして、5、6年生は教科で、3、4年生は総合学習で、1、2年生は特別活動みたいな形で、もう早くから導入するのがいいのであって、これに躊躇していると本当に日本は世界の中で、アジアの中で、非常に落ち込んだ存在になってしまうんじゃないかということを危惧します。

そして、これについては町村長官がいらした懇談会的时候もそうですけれども、国際社会で活躍するような人たちの英語教育と一般の国民との英語教育と座標軸を分けているんですね。もちろん世界で活躍するような人、これも最近ザカリアというニューズウィークの国際版の編集長が、日本はなぜ国連安保理事会に入れないのかを言っていますが、国際的に活躍する人材でさえも、その人たちはほとんど英語が不十分である、しばしば黙っている。これに比べて中国の外交官はものすごくアグレッシブでタフで、そして非常にタクティカルで、日本人はいつも黙っていて、Often they do not speak Englishと言っているんですね。

ですから、英語もしゃべれない人たちが実は外交官としていたとしたら、これは大変な問題。でも、そういうことは我々の大学も含めて、きちんとやらなければいけないんですけれども、一般の国民にとっても、今や国際的なコミュニケーションのまさにツールとしての英語というものから落ちこぼれにさせて、ずっとコンプレックスを持ってこのまま21世紀を過ごさせることはよくないのであって、私はそれはきちんとこの辺で、この再生会議としては決断していただきたいと、そういうふうに思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

これまでの議論でもそういう前向きな内容が中心であったと理解しております。時間を制約させていただいて恐縮ですが、10分弱ぐらいで、ご意見を頂戴したいと思います。

張委員、どうぞ。

張委員 第二分科会で脳科学者というんですか、先生にいろいろお話を聞いた時に、小さいころから英語を教えた方が早く慣れて覚えていいんじゃないかということ聞いたときに、先生が言われたのは、教えてその後で授業以外で、例えば家庭でまた英語に接する機会があると、そういうことだったらどんどん入りますけれども、それがなくて授業だけだと、これは余り変わりありませんよと、こういうことを言われたんですね。

そのことがちょっと頭に残っていますので、今中嶋委員もおっしゃいましたが、最初の1年生、2年生ぐらいのところは、なかなか家に帰ってから英語というわけにもいかないでしょうから、例えば漫画だとかテレビ、歌だとかドラマだとか何でもいいんですけれども、そういうようなもので慣れさせるという方がいいんじゃないか。別にそれは評価するわけでも何でもなし。ただ、英語を授業で耳から聞いて、それが漫画だったらおもしろく

て家に帰って読むかもしれない。そんなふうなことで、少し全体の環境からいって、授業だけでやるんだったらそういう部分も考えた方がいいんじゃないかと思います。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

それでは、品川委員。

品川委員 手短に。今中嶋委員がおっしゃっていたことでございます。英語教育を推進すると日本語が駄目になるという話もあるということですが、それはエビデンスのないお話ですので、そういうことには惑わされない方がいいと考えます。それから国際舞台で日本人が黙っている、イコール英語力がないということでは多分ないと思うんですね。それはやっぱり母語でディベートする力など、英語そのものとは別の力が要求されると思っています。

中嶋委員 それも含めて英語力と考えています。

品川委員 私は基本的に英語教育を小学校で導入することに反対ではございません。ただ、ベースとなる、母語教育、日本語でコミュニケーションする力とか論理的に考える力、問題解決する力、批判的に吟味する力、語彙力等があって、はじめて英語でもディベートできるようにコミュニケーション力がつくと考えます。だから、日本語力をないがしろにして英語のコミュニケーションだけに突っ走るような取り組みには、慎重でありたいのです。ということは、問われているのは義務教育における英語教育の抜本的見直しです。小学校で導入するなら、もう少し体系化して、小学校1年生で何をやる、2年生で何をやるというふうにして、卒業時にはここですよというような、そういったターゲットを明確にしたカリキュラム作りがなければ、ただ母語が英語という、第二言語として英語を指導する訓練も受けていないようなALTが入って、さあ音に慣れましょうとやったとしても、それがどれほどの効果につながるのか。ただお金だけがかかるのではないかと危惧します。要はしっかりした文法理解のうえに、ヒアリングや会話がある。問題となっているのは、文法の指導のあり方などを含めた、トータルな英語教育教授法ではないでしょうか。その分析検証が必要です。

3つ目は、先ほどの話にも関係いたしますが、日本語は平仮名と片仮名と漢字があるので、読み書きのLD、つまりディスレクシアの子供はなんとか小学校時代は頑張れる。ところが中学校になって、英語がはじまり、アルファベットが覚えられないんです。これは知的に課題があるわけではなく、ディスレクシアになる背景に音や視覚の認識や情報処理の苦手さがあるからです。それでも小学校のときになんとかやってこられるのは、もともとの能力が高い分、透明性の低い、でも表意文字である漢字という記号が出てきても、そこにひらがなという透明性の高い記号をうつことでなんとか対応できるからです。でも、英語になると、完全に音と記号が一致しないため透明性が低いから、どうしても従来のノウハウでは対応できない。だから授業中英語がわかってても字が覚えられないし書けないし読めない。ところがそういったディスレクシアの知識がないと教師たちは彼女たち、彼らたちは英語が嫌いだという理解の仕方をします。小学校の段階で英語の音だけをやると、

ディスレクシア児でも、短期記憶がよかったり音の記憶がいい子供たちはべらべらしゃべれるようになるんですね。ところが、読み書きが全くできない。

つまりどういうことが想定されるかというと、小学校で英語教育を入れるということは、読み書きのLDの子供たち、今出現していない読み書きのLDの子供たちが一気にわっと目立ってくるということです。だから、そこまでを視野に入れた包括的な支援というか指導というプログラムを提供しないと、不利益を被るのは子どもだということです。

実は私事ですが、自分自身が小学校時代、2年生から6年生までは英語圏で育てられてきて。英語がべらべらしゃべれるから英語によるコミュニケーション能力があるかといったら、小学校でやった英語はしょせん小学校レベルの英語なんですね。私が学者たちを取材できるのは、英語力ではなくて日本語による知識であり論理力であり吟味力です。だから、英語を小学校から導入するのであれば、ちゃんとした日本語での論理力やら文章力等をもカリキュラムに入れ込むことが必要であろうと考えます。

以上です。

池田座長代理 では、川勝委員で最後にさせていただきたいと思います。

川勝委員 私は中嶋嶺雄委員のご意見に賛成です。1970年代の後半から劇的な変化が起こってきました。ご承知のように我々は今ワードプロセッサーといいますが、コンピューターを使います。コンピューターのいわゆるワードプロセッサーというのは英語圏で発達しました。しかし、1977年位だったと思いますけれども、1年間で日本の企業がローマ字で打ったものを漢字、片仮名、あるいは仮名に変換する機械を発明したんですね、ご承知の通り。そして今、品川委員が漢字と片仮名と平仮名というふうに言われましたけれども、実は片仮名で表記されているものはすべてアルファベットに置き換えることができます。

そして、国語審議会が最近では横文字が多いと、したがってもう少し和語、大和言葉を使いなさいと言いますが、それを書いているときに、書いているご本人はローマ字入力をしているわけですね。ですから、「私は」と書くのに、「WATASIHA」と書いているわけです。だから、画面上は漢字、片仮名、平仮名が出てきますけれども、しかしローマ字を打っている、あるいはローマ字を書いているわけです。そのローマ字に転換できる言葉の数は2万数千で、そして今そのいわゆる辞書が出ていますね。ですから、日本人がアルファベットも日常で使っているんです。

したがって、英語と言わずに、アルファベットは26しか字がありませんから、ですから小学校の低学年からAからXYZまで、これをしっかりと覚えると。それは平仮名や片仮名の数よりも、ましてや漢字の数よりもはるかに少ないわけです。これは表音文字として最も世界の、いわば人類の文化の財産でありますから、アルファベットを覚えると、それは実はアルファベットの音を覚えるということであります。同時に字を覚えるということを行って、これはとても大事な基礎教育です。その上で、今度いわゆる英語教育というのをどうするかというのを考えるべきだと。まず、基礎教育として、平仮名、片仮名、そして漢字とアルファベットを低学年から覚えることができるまで、しかもこれは基礎教

育と考え直してそれを取り込むということがまず最初ではないかと思います。

池田座長代理 では、門川委員、短めをお願いします。

門川委員 英語教育については、既に全国の学校現場ですばらしい実践が進んでいるんです。京都市では10年前から取り組んでおりました。4年前には全国小学校英語活動実践研究会を立ち上げて、3年連続で京都で全国実践・研究交流会を行って、今年も1,500人に参加いただきました。

それで京都市では概ね小学校3年から、学校によっては1年生から英語活動をスタートしています。今、中嶋委員がおっしゃったように、1年生から始める。最初は、楽しむ、慣れ親しむという形でやろうと、いわゆる文科省主導ではなしに、現場が必要から始めてきた。そのすぐれた実践がありますので、中教審の答申で「5年生から」という表現が、逆に現場に抑制的な影響を与えることにならないようにしてほしい。現場の多彩な実践事例をどんどん引き上げていって、そして一定の時期にきちっと国としての方針を変えていくようにすべきではないか。現場の方が進んでいると思います。

池田座長代理 では、浅利委員。

浅利委員 私は慶應高校だったんですけども、1～2年は英語嫌いでした。3年になってアメリカ人のおばあさんの先生の英会話の授業をつくってくれてから大好きになりました。だから、英語と同時に英会話というものにもっと重点を置かれたらどうでしょうか。

それと、美しい詩を英語で朗読する時間もありました。それですごく英語が好きになりました。だから、やっぱり会話、朗読をちょっと重点にした方がいい。

それと、この英語の問題はもうちょっと時間をかけて議論してもいいんじゃないですか。

池田座長代理 ありがとうございます。

英語教育は大変重要なテーマであります。私も今日の日本の社会全般においてコミュニケーション能力が低下しているように思われてなりませんので、コミュニケーションという観点からも、日本語教育はもちろんのこと英語教育を捉えていく必要もあるのではないかと思います。

英語教育につきましても、今日いただきましたご意見を詰めさせていただいて、改めてお諮りさせていただきたいと思います。

それでは、次の討議事項でございますけれども、主権者教育や環境教育、また宗教に関する教育など、時代に合った教育内容と、先ほども説明いただいております職業教育、ものづくり教育、につきましてご議論いただきたいと思います。この2つのテーマを一緒にご議論いただくのはそぐわないかもしれませんが、時間の関係もあり、恐縮ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、このテーマにつきましても10分少々でございますけれども、ご意見を頂戴できればと思います。

門川委員、どうぞ。

門川委員 戦前の反省のうえに、戦後の日本では政治的なことが学校教育に持ち込まれ

たら駄目だとか、特定の宗教が持ち込まれたら駄目だとか、企業の営利活動が持ち込まれたら駄目だと、非常にガードした。この理念は正しいが、機械的ともいえる対応をしたために、教育が社会と乖離してしまったという現状があります。その結果として、政治的な関心、宗教的な情操、経済活動に対する理解が育っていない。これを克服するためには、学校と社会との垣根をできるだけ低くして、幅広く連携しながらいろいろなことを育てていくような形で進めていくことが重要です。今、自然体験とか社会体験とかいろいろなプログラムが新たにできてきていますけれども、そういうことを充実していかなければなりません。

それから、もう一つ、モノづくり教育ですけれども、京都市で今進めていますのは、お配りしている資料にあるように、産業界、大学、それから文科省も経済産業省も入っていただきまして、「京都こどもモノづくり推進事業委員会」というのを立ち上げまして、「少年モノづくり倶楽部」、それから「京都モノづくりの殿堂」、それからロボットコンテストの小学生版みたいなおもちゃづくりのグランプリというようなものやっています。今、機械全体がブラックボックス化していますので、子供たちが関心を失って小学校の時からあまり、モノを作りたがらない。モノづくりの喜びを伝えるため、産業界も大学も学校現場もPTAも一緒になってやっていますという取り組みであります。

2枚目の資料では「21世紀型教育コンテンツ開発委員会」というのを京都で社会総がかりでつくっていただき、これも経産省にも入っていただいているんですけれども、起業家教育、一般情報教育、あるいは知的財産権の問題、そして経済教育、そしてモノづくり事業ということを産業界も含めて社会全体でシステムをつくっています。そして3枚目ですけれども、モノづくりで、あるいは起業家、アントレプレナーですばらしい活躍をした人の物語をつくっていきましょうということ募集して、社会全体でそういうことへの関心を高めて、具体的なプログラム、教材をつくっていきましょう、仕組みをつくっていきましょう、そんな取り組みを進めてまいります。

以上です。

池田座長代理 ありがとうございます

品川委員、どうぞ。

品川委員 この「時代に合った教育内容」について発言いたします。こここそ社会総がかりでやりませんか、教育界だけで話をして、あまり意味がないとすごく痛感しております。

というのは、卑近な例で恐縮でございますが、知り合いの事務所の近くに独立行政法人の日本学生支援機構という、留学生支援をしている組織がございます。昔、といっても私が学生だった30年近く前のことですが、そこは男子学生が翌日やるためのアルバイトを紹介してくれたり、地方から出てくる学生の寮だったりしたのですが、今は主にアジアからの留学生会館になっておりました。そこに大きな桜の木がございまして、春になると近隣の人々から保育園児までその桜の木をたのしみにしていたんですね。ところが、昨日私が

事務所に参りますと、子供たちが集まってワーワー言っているののでどうしたのかなと思ってみますと、その敷地内にあるすべての木が伐採されていたんです。根っこからぱっさりと、桜の木などは引き裂いたような形でぼろぼろに伐採されておりまして、非常にショックを受けました。びっくりまして、直ぐに、日本学生支援機構に問い合わせましたところ、関東財務局と話をして切りました、土地を更地にしますから、ということなんです。

私の疑問は2点でした。桜の木にしても財産です。ぱっさり伐採するのが本当に財務省的に合った判断だったのか。一方で、文科省や環境省、農水省が連携して環境教育と繰り返し行っております。京都議定書もございました。学校でビオトープを作ったり海苔をつくったりしたところを我々も視察しました。自然に親しむとって校庭を芝生化するなど推進しているわけです。それなのに、同じ文科省の管轄団体が、樹齢が30年以上もあるような木をぱっさりと切り捨てている。その大きな桜の木は、行き交う地元の人たちがみんな春になると愛でるいい木だったんですね。保育園の子供たちが、親子が桜が咲くとま見上げるような木をぱっさり切るのが文科省の管轄の日本学生支援機構。私には全く整合性がなく、理解できません。せめて移植費用を相手負担で公園や学校に寄贈するなど、方法はなかったのか。

環境教育が大事だとか規範意識を育てようと言いながら、一方で役所が相反することをしているわけです。木を切るということが、子どもたちへの命の教育とつながっているということに関東財務局も学生支援機構もわかってやっておられたのでしょうか。こういった連携の悪さ、共通意識の低さが省庁間にある。だからこそ、子供を教育を保障するという意味において、省庁の権益を越えた一元化した窓口、強い情報共有戦略共有が必要だと申し上げているわけです。

それから、公共の精神とか主体的な社会の形成に参画とか書いてございます。もう、まさにそのとおりだと思っておりますが、そもそも教育界に子供たちの成長発達権の保障だとか自立する権利社会参加する権利という意識があるのか。あれば不登校やいじめ、学力不振等への取り組み方が違うような気がしてなりません。教育する側にそうした視点が乏しい。だからこそ、大人側がまずそういった意識を持つことのほうが子供に教えるよりも先だと痛感しております。その点を申し上げたいと思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

公共心を養う教育が重要ということに異論はないと思いますが、一方で環境教育が大切といいながら、品川委員が言われるような実態があるのが今の社会の実情であるような気がしてなりません。やはり全体に目配りしながら、教育を考えていく必要があるのではないかと思います。

それから、ものづくり等に関してですが、現在、ご承知のように専門高校への志望者が普通高校に比べて著しく少なくなっているという現状があります。もっと社会全体で「多様性」といったものが重視されるべきではないかと思われてなりません。そうしたこ

とを考えると、専門高校の必要性、重要性といったものをもう少しクローズアップさせるべきではないか。専門高校への志望者が減っている要因のひとつには中学校における進路指導にも問題があるかもしれません。社会総がかりということであれば、ものづくりの原点である専門高校を今後どうしていくかという、強いメッセージもあっていいと思います。こうしたことに関してもご意見をいただければと思います。

それでは、葛西委員。

葛西委員 いろいろな時代の変化に合った教育をすとか、素養を身につけていく、順応性を持っていくのは大切なことだと思うんですが、それらは教室の中で机の前に座って教えることなのかというと、私はそうではないと思うんですね。それらはやはり実生活の中で体験する、自ら学んで体得していくものであり、人間関係の中で理解していくものだと思うんです。

何でもかんでも「教室の中の授業」に詰め込もうというふうに考えることは、いたずらに拘束時間を長くすることになるか、そうでなければ、例えば国語教育だとか、先ほど話に出た英語教育だとか、あるいは数学の教育だとか、いわゆる「読み・書き・そろばん」という基礎の教育にかかる時間を圧縮し、基礎教育を細らせる結果になってしまっているというのが、ここしばらくの一貫した傾向かもしれないですね。

学校の中で教えるべきことと、学校を離れて自由な時間を確保してやることによって、子供たちの様々な自発的な活動を通じて身につけさせることをきちんと区別することが重要だと思うんです。昔だったらボーイスカウトなどいろいろあったと思うんですが、様々な形で身につけさせていくというふうに考えるべきで、すべてを教科とし、そのための教師を養成して、一定の時間の中に押し込めようという考え方は、教育の組織、予算を肥大化させると同時に、却って教育を荒廃させるものになると思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、川勝委員を最後にさせていただきたいと思います。

川勝委員 今の葛西委員のお話を私ふうに言えば、テキストは教室の中だけではないということだと存じます。そして、たまたまここに今年の11月26日に出た全国学力テストに関わる記事があるわけですが、海、山、湖、川などで遊んだことがありますかということで、あるという子と全くないという子とで、平均点の開きが2倍あるんですね。そして、魚や貝や昆虫を捕まえたことがありますか、小学校6年生ですけれども、全くない子はあるという子に比べて平均点が半分なんです。だから、いかに教室外における教育環境を整備するかということが重要かということでもあります。ものづくりもそれとの関係で言えると。

それからもう一つ、論点に宗教に関する一般的な教養というのがありますが、これは今日の世界状況を見ると、キリスト教やイスラム教や、あるいは日本人の宗教意識がどういうものであるかということについて語れる能力を持たないといけないと思います。これは宗教者が宗教的に相手を改宗させるということではありませんで、すべての宗教について

理解を、基礎的な知識を持つということが大事で、やはりその場合には今日のカリキュラムの中にはそれは十分に入っていないと思いますから、今宗教問題で悩んでいる例えばイギリスであるとか、ここら辺のところは山谷補佐官も実際それをベースにしたエッセイも書かれておりますけれども、そういういろいろな宗教について教えるということはとても大切です。

それから、日本人は宗教がないと言われますけれども、例えばこんな例だってあまり気がつかないことがあります。それは今の日本の宗教施設はほとんど観光施設化していると、しかしモスクや教会と比べて神社仏閣があるではないかと。一方、家の中に仏壇とか神棚というものを持っているわけですね。家庭生活の中にそういう教会を持っている国が他にありますか。そうするとありません。だから、仏壇や神棚の数を勘定すれば、日本人は4,500万世帯ですから、その半分ぐらいは持っているんです。その前で敬けんな気持ちになって、あるいは仏壇を設けていつも掃除をする、あるいは水をかえる、お茶等を上げる、あるいはお菓子を差し上げるというふうなことをしているわけです。そうした宗教意識というのは一体どこからきているのかというようなことは考えるに十分に値します。それは生活にありますから。

ですから、宗教に関する一般的教養というのは、徳育というふうに的に出す以上に、心の涵養をするものなので、ここの論点はどういうカリキュラムを組めばいいかということとはすぐに結びつきませんけれども、宗教をきっちりと学ぶということは基礎教育の中に入れるべきであると。少なくとも中学校、小学校高学年ぐらいからはそうしたのに対してアレルギーを感じないように、そういうシステムにするべきであると思います。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

先日、「ものづくり」という観点から専門高校を視察させていただきました。デュアルシステムという形で地場産業に出向いて実習している生徒の姿を拝見させていただきました。その重要性というものを、あらためて強く感じさせられました。教室の中だけではなくて、教室の外でも学ぶことが、特に高校教育においては大変重要ではないかということも感じさせられておりますので、いろいろご意見をいただきましたものを加味させていただいて、この方向で前に進めさせていただければと思っております。

それでは、次の議題に移らせていただきますが、幼児教育と親の学びに関してでございます。この議題につきましては既に論点メモをお送りさせていただいておりますので、まず事務局から簡単に説明させていただいた後、ご議論いただければと思います。

山中副室長 これは資料2でございます。幼児教育につきましては、一次報告、二次報告でも取り上げていたことでございますけれども、論点といたしまして今までのご議論として、将来的には幼稚園と保育所の一元化、あるいは幼児教育の無償化といった、そういうふうなことを目指した具体的な検討を開始する必要があるのではないかと。当面、それにありますような認定こども園をさらに進める、今は100カ所ぐらいですけれども、これをさらに進める、あるいは保護者負担の軽減を図る、あるいは保護者の就労形態の多様化

に対応したような、そういう教育を行ったらどうかという観点がございました。

また、親の学びという点につきましては、家庭教育あるいは子育てを支援するという観点から、育児支援あるいは相談する体制といったもの、あるいは保育園、幼稚園といったところがそういう子育てを支援していくような体制を行ったらどうかといった点があったところでもあります。

なお、陰山委員の方からは、まず親になる前といいますか、学校教育の中に養育といったような観点をに入れていく必要があるのではないかとといったご意見をいただいているところでございます。

以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、ご議論いただきます前に、張委員と中嶋委員から資料を頂戴いたしておりますので、まず張委員から資料につきましてご説明いただき、続きまして中嶋委員からご説明いただきたいと思います。

張委員 私のはちょっと幼児教育だけの話ではないんですけれども、第二分科会で徳育をどうするかという話をもう少しやった方がいいんじゃないかという気もありましたので、これを幼児教育に絡めて、これは提案というか1つのサンプルとして思ったんですけれども、やっぱり徳育というのは小さいころから脳の発達に合わせてといいますか、いつごろ何をどのように教えるかということがすごく大事だし、共通認識としてみんな持っていた方がいいんじゃないかと日ごろから思っています。道徳教育というのはいろいろ意見が分かれるところでございますので、それだけに具体化してみんなで議論するということが大事なんじゃないかと。

今新聞なんかで見ますと、評価するとかしないとかそっちの方が問題になっていますが、そんなことではなくて、いつごろに何を教えたらいいんだ、どんなふうに教えたらいいんだということをもっと少し議論して、この中にその幼児教育も入ってくるんだろうと思っております。

最近若者の行動で非行といいますか、いろいろなことが出ていますけれども、やっぱりそういう行動の中で心理的な抑制というものが働けば防げたんじゃないかなというようなこともいろいろ感じるわけですね。自分の経験なんかから言っても、例えばこんなことをやったら親が悲しむだろうとか、こんなおかしなことをやったら友達が離れていくだろうとか、そういうのは結構な抑制になってくるんですけれども、そういうようなことをきちんと年齢に合わせて教えることが大事なんじゃないかと。

それをもって、これは早稲田の安彦先生の論文から引用させていただきましたが、学校制度、あるいは脳の発達段階、それから、これは僕の考える徳育の例です。皆さん方にも、ちょっとご自分のご経験に照らして見ていただいた方がいいんじゃないかと。教える場所がこういうところで、それでどんな手法でやるかというのがここに書いてございますように、頭からきちんと教えるということもありますし、しつけのようなものもありますし、

動物とのふれあいとか、それからスポーツなんかによるトレーニングで覚えていくものもあれば、読書だとかそういったこと、あるいは集団生活で覚えるとか、そんなふうなことが年とともにずっと変わってくるんじゃないかということを考えて、これを一つの参考として出しました。これがどうこうということではございませんけれども、こういう中で幼児も、どこまでが幼児が分かりません。ここに書いてありますように、言語や数の模倣とか反復も脳の発達段階に合っているということですので、その段階でうそをつかないとか、あいさつをきちんとやるとかということを経験と地域と家庭で教えるということも必要なんじゃないか、こんなふうに思った次第でございます。

以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

幼児教育と徳育は、切っても切れないものであると思います。大変詳細な資料をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、続きまして中嶋委員の方からよろしく申し上げます。

中嶋委員 今、張委員からお話がありましたように、私が関係してきました才能教育も最近のご案内のように全世界で40万人ぐらゐスズキ・メソッドを取り入れておりますし、我が国では3万人ぐらゐなんですけれども、脳の発達と非常に関連があるということで、脳科学者が非常に注目しているんですね。

先般、音楽の都ベルリンに日本のスズキチルドレンを連れていった時、ベルリン大学の脳科学者も出てきて、非常に注目を浴びたんですけれども、従来幼児教育というのは日本の学校教育、つまり文科省の枠内に入ってなかったんですね。つまり、幼稚園とか保育園をどうするかということはあったけれども、つまり行政的な施設面だとか、行政的な面で幼児教育が対象になったことはあっても、幼児教育の中身そのものについてはほとんど日本のいわば公教育はやってこなかったと思うんですね。

そこを全く民間の鈴木鎮一さんが始めたわけですけれども、鈴木さんが初めに気がついたのは、日本人はみんな日本語をしゃべる、子供たちも日本語をしゃべる、難しい日本語をどうしてしゃべるのかということから、「どの子も育つ、育て方一つ」、「人は環境の子なり」というスズキ・メソッドなんですね。

私自身はたまたま信州の松本で生まれ育って、松本音楽院、今の才能教育研究会の前身の鈴木教室の第一期生の一人だったものですから、そんな形で今でも関係があるんですが、ここにありますように、今後幼児教育を進める場合には、中身をどうするかということをぜひ検討してほしいと思ひまして、若干の材料を提供させていただきました。

そこに第50回のグランドコンサートを武道館でやった時に、私は大会委員長でしたけれども、スズキ・メソッドというのは音楽を通じて幼児期から「型」を身につけるとともに、能力に応じた教育によって個々人の表現力や想像力を培う個性重視の教育だからであると。これは戦後日本の教育とは対極なんですね。つまり、日本の教育は全部平等にしちゃって、個性をむしろ平等に育てるということなんですけれども、スズキ・メソッドの場合には一方で

落ちこぼれをつくらない教育でもあるんです。

それとともに、2枚目にありますように、より早い時期、より良い環境、より多い訓練、より優れた指導者、より正しい指導法という、鈴木先生が教育の5訓というものを定めているわけです。こういうことは徳育とも非常に関係があるんですが、あいさつとかお辞儀とか、この間もたまたま秋田県で弦楽コンクールの審査員を頼まれましたが、みんなお辞儀しないんですよ。スズキ・メソッドではきちんとバイオリンをこちらに抱えて、お辞儀をするところからやるんですね。そういうことを含めて考えますと、そのことによってやっぱり「型」を覚えさせて、「型」を覚えさせないで初めから自由な発想を取り入れるのは、全く本当の教育ではないので、やっぱり型を教えてそこができると初めて今度自由奔放に個性的な表現力ができるということになるわけでありまして。

ここに書いてありますけれども、ここに見られるようにスズキ・メソッドは「音楽を通じて幼児期から『型』を身につけるとともに、自ずと協調の精神を養い」、つまり全体がコンサートなんかで一糸乱れぬ、これは別に集団主義ではないんですよ。能力に応じた教育によって伸びるものはどんどん伸びていきますし、世界の音楽コンクールで何人もトップをとっている。日本でいうと、皆さんの世代だと江藤俊哉さんとか、諏訪根自子とか、豊田耕児とか、みんな鈴木先生のお弟子なんですよけれども、そういう形で「型」を身につけるとともに協調の精神、能力に応じた教育、それから個々人の表現力や想像力を培う個性重視の教育です。

したがって、これは英語教育にも関係するんですけれども、このようにスズキ・メソッドは耳で聞いて自然に覚える、外国語の新しい教育方法にも通ずるものであり、同時に落ちこぼれをつくらないための教育法でもあります。これはスズキ・メソッドの学術研究会がまとめたものですよけれども、こういう中身を少し幼児教育の中にぜひ取り入れていただきたいと思ひまして、若干手前みそで恐縮でしたけれども、ご参考までに。

池田座長代理 ありがとうございます。

ご承知のように、改正教育基本法におきましても、幼児教育が人格形成上、大変重要な役割があるということがうたわれておりますし、そのことを改正教育基本法の中に改めてうたっていただいたということの意味、その重要性は私どもも十分に感じているところでございます。そういった点も踏まえましてご議論いただきたいと思ひます。

白石委員 すみません、私はちょっと授業で5時の飛行機に乗らなければいけないので、3分だけお許しをいただいて言い逃げをさせていただきたいと思ひます。

先ほど来、皆様の貴重のご意見をお伺いして、なるほどと思うところが多いわけですが、あえて私は一石を投じさせていただくためにも発言を申し上げたいと思ひます。

運営委員会の中で第三次答申というのは今までの中で一番大事な位置づけですので、もう少し議論を絞ってシステム改革につながることをしましょうというふうにお話をしたはずですよ。

3つの分科会がありましたものを1つに統合したというものも、やはり仕組みを変えて

いくような骨太の議論をさせていただく予定だったはずですがけれども、ここ何回か私が出席をさせていただけなかった会議も、出席をさせていただきました会議もございましたけれども、資料のつくり方や議論の議題のつくり方というのが非常に発散傾向なんですね。

今日のようなテーマを並べて、第三次報告で果たして何を目玉として打ち出していくのかということが全く見えない中で議論していただくのは委員の方にも非常に失礼だと思いますし、貴重なお時間の中お集まりいただいている方々のご意見をそれぞれどこに収束させていくのかというのが全く見えてこないんですね。ですから、ぜひ会議の工夫をしていただいて、そのために運営委員会があるわけですから、お約束していただいた議論の進め方をさせていただきたいと思います。

2点目は、教育振興基本計画についてでございますが、私もホームページを拝見したんですが、この会議で決まったことが果たしてそこにどのようなエッセンスとして盛り込まれているのでしょうか。例えば、教員評価も書いてありませんし、学校選択制についても既に閣議決定されているんですが、ございません。中嶋委員の持論の9月入学についても一切触れられておりませんし、私学については教育の質の向上という観点よりも健全な経営のために私学助成をさらに充実という書き方で、この会議で並行して議論していることと、教育振興基本計画というのがどういうふうに合致していくのか、ぜひ一度ご担当者にここに来ていただいて、意見交換をさせていただく機会を頂戴したいと思います。

以上2点、非常に失礼で、言い逃げの議論になりますけれども、ぜひ会議の進め方をご検討いただきたいと思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

ご指摘の点はおっしゃるとおりだと思いますので、今後の進め方につきましては、もう少しメリハリをつけ、優先順位に留意する必要があるような気がいたします。

町村官房長官 私は英語を小学校のころ3年から学んだ記憶もありますし、小学校6年からスズキ・メソッドを一生懸命やったけれども、いかんせん才能がなく、6年で脱落した記憶があるので、自分の経験を照らしながら今日のお話を聞いて、大変おもしろうございました。

今、白石さんが言われたことは、私もちょっと感じていたところでありまして、それぞれが難しい大きいテーマですよね。それは幾ら池田さんの能力を持ってしても、10分で議論をやれというのは確かに無理なんだろうと思います。ですから、これは山谷さんにもちょっと考えてもらって、12月中にというのは、私は多少延びてもいいと思いますし、また既に議論がある程度煮詰まったものが、もし新教育振興基本計画に反映されていないとすれば、それは大変な問題だと私も今お話を聞いて思いましたので、その辺は少し山中さんに工夫をしていただくようにしないと、せっかくのこれだけの貴重なご意見が生きてこないのだろうなと思います。

先ほども福田総理とお話しをして、今こんな議論が行われているという話を私からもちょっとしておきましたが、大変期待をしているという一言がございましたから、皆さん

方のご意見を必ず実現するように私どもも心がけてまいりますので、どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

池田座長代理 どうもありがとうございました。

それでは、

門川委員、どうぞ。

門川委員 幼児教育ですけれども、日本では本当に重視されていません。やっぱり幼児期の教育を重視することによって親の学びも含めてしっかりとやっていくことが必要だと思うんです。私自身が認定こども園の制度設計のときに中教審、それから厚労省の社会保障審議会との合同部会に委員として関わらせていただきました。これから基本的には認定こども園制度を充実する中で、両方の一元化への方向に大きく時間をかけて持っていくべきだと思うんですけれども、地方によって歴史性もありますので、少し時間がかかるだろうと思います。

その一方で、今、各党のマニフェストでも出ている幼児教育の無償化については、様々な格差が問題になっており、骨太の政策としてさらに大きく一歩踏みこんでいくということが必要です。

就園奨励費の充実、これも大事だと思いますけれども、例えば段階的に低所得者の人に、あるいは5歳から、あるいは2人目、3人目の子供については幼児教育を無償にしますとか、何か思い切った施策が必要です。義務教育は無償ですが、幼児教育には相当の経済負担が親に要するという現状は問題であり、歳入とセットの議論になると思うんですけれども、強く打ち出していきたい。

以上です。

池田座長代理 ありがとうございました。

品川委員、どうぞ。

品川委員 私も今門川委員と中嶋委員がおっしゃったことと全く同感でございます。乳幼児教育はまだ日本では誤解されているし、投資も十分ではないと取材をされていてすごく痛感いたします。なんとか方式だとか英才教育が大事なのではなく、発達段階を視野に入れた、エビデンスベースの教育プログラムをすべての子どもたちに提供することが、実は長じて子どもたちの成長発達権や若者が自立したり社会参加したりする権利を保障することになると考えます。

張委員が出してくださった資料は、ピアジェとかエリクソンらという健全な人格形成のために必要な発達段階です。これは医学界等では常識なのに、なかなか教育界に落とし込まれていないという連携の悪さがございます。集団を学ぶ時期である学童期の不登校をしょうがないと言っている教師は、その子の将来を見据えた指導をしていないということになるのです。その子はどこかで集団を学びなおさなければならないからです。私は、ぜひ発達を視野に入れた、幼児期からの教育プログラムをつくっていく必要があると考えて

おります。

それから、いつも科学的根拠のある教育ということ、エビデンスベースのある教育ということをお願いしますが、エビデンスとは脳科学だけではございません。社会学、心理学、犯罪学など統計処理をされた学問にはエビデンスがあるわけですから、それらを全部教育に落としこんでいくことが大事だと思っております。そういった視点が入るような乳幼児教育を是非提言していただきたい。

というのは、取材をしておりますと、フィンランドも香港もどこも乳幼児教育に最先端の知識、それから知恵、それからエビデンスが投入されて、少しでも子供の基礎的な学力を上げるように、それから徳育も上げるように、それからアット・リスク・チャイルドといいますが、学びにくさを持っている子供は学校に入る前にいかにフォローアップできるかというようなことも視野にいれて、乳幼児段階からエビデンスベースのプログラムを投入しているわけです。それが1点めです。

それから、親の学びについてでございますが、これは親になる前からの教育がやはり本当は問われているわけです。親になってから「はい、こうしましょう」も大事だと思いますが、本来であれば親になる前からの教育、たとえば食べているものが体を作るとか、病気の教育、道徳的な教育などが必要で、これは実は結局徳育につながるのではないかと考えております。もちろん、議論は分かれると思っておりますが、すべて一貫しているわけですね。人として生きていくということについて、という意味で、です。親だから特別な教育があるということでは多分ないと思いますので、そういった一貫した流れを作っていたいただきたいと思います。

先ほど中嶋委員が枠組みの話をされておられました、スズキ・メソッドだけではなく、柔道や剣道、書道でもいいと思います。まず型から学ぶものを行っている、特に小さい子供たちには枠組みがしっかりしていることがとても大事です。最初から自由にやれといってもできないわけです。原理原則を学んでから、徐々に自由度をあげていくことが大事なわけで、いい幼稚園とかいい保育園に取材に行きますと、やっぱりルールが明確で枠組みがしっかりしています。その枠の中で子供たちがまずお互いの人間関係をつくり、学び合いをして、その中で挨拶や相手を思いやる心などを学んでいくんですね。何でもかんでもいきなり自由にやりましょうでは、基礎的なことは学べません。集団のなかから学ぶことがあるというのはエビデンスのあることですから、ならばどうやっていい集団を作っていくのか、そこが問われてくるわけです。そのときに、しっかりした枠組みをつくってあげることがやはりが必要だろうと考えております。

以上です。

池田座長代理 では、小谷委員で最後にさせていただきたいと思っております。

小谷委員 ありがとうございます。

今回この幼児教育について議題になるということで、私なりに周辺の、例えば保母さんですとか保育士さん、いろいろな方々に話をちょっと聞いてみたんですけども、皆さん

まずおっしゃるのは、内容よりも親ですねと。結局、いつもの議論に戻ってしまうと思うんですけども、ちょっと先ほど英語教育の時は時間がなくなってしまったので発言を差し控えたのですが、以前に取材をした東北にあります英語、国語、中国語を一斉に教える幼稚園がありまして、小学校に上がる前に3カ国語べらべらの子供たちを育てている幼稚園があるんですね。そこでその秘訣を聞いたところ、親ですと。幼稚園に来る前の時点で幼稚園でどういうふうに過ごすか、先生をどういうふうに敬うか、授業をどういうふうに聞くかという心構えができていますので、教えたものが全部そのまま心と脳に入りますという、非常に明確なお答えがありました。

幼児教育は、もちろんスズキ・メソッドによるすばらしいお子さんたちも私も見ていますし、ある種エリートをつくるにはいいんですけども、あといろいろな育児支援だったりとか、子供育児相談室とかをどんどん広げていただくのもいいんですけども、そういうところに出てきている方というのは、親も問題がない、自分の子と勉強しようという姿勢がある時点で合格だと思えます。問題なのは、自分はちゃんとやっていると思って、スナックを与えてテレビの前に座らせている親の目をどう向けるかだと思えます。

そうなりますと、先ほど浅利委員がこちらで会議前に議論されていましたが、いじめをテーマにした演劇などがやはり非常に効果的だというお話をされていましたが、教育しますと、じゃじゃんと講座を開くのではなくて、社会的にテレビのドラマだったり、演劇だったり、映画だったり、ドラマだったりの中で、社会とか親が大切なんだなと気がつくようなやっぱりムーブメントを外側から起こすことも大切じゃないかなと思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、川勝委員を最後にさせていただきます。

川勝委員 社会総がかりと、私はこの親学についてもっとも説得力のある発言をされてこられたのは海老名委員だと思えますよ。それで、この子を産んだのはお母さんですね。お母さんを産んだのもお母さんです。要するに、女性が子供を産み育てるということについて、そういう経験を持っている。したがって、母親にどのように教えるかということのできる、いわゆる経験知を持っていらっしゃるわけですね。

ですから、50歳以上、あるいは団塊の世代以上というのは、そういう熟練女性といいますが、その人たちを社会総がかりの中で特に焦点を当てるべきで、無償にするとかそういういろいろな環境をすることは大事ですけども、そういう子育ての経験知を持つ熟練女性、50歳以上の女性たちをうまく組織して、そして子育てに支援できるような環境づくりを提言できないものかというふうに思うんですが。

以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、幼児教育と親の学びが重要であるということは皆さん共通していただいていると思います。今日いろいろいただきましたご意見を踏まえて、もう一度

この章につきましてまとめさせていただければと思います。

小宮山委員、どうぞ。

小宮山委員 先ほど白石委員が言って帰られたことともちょっと関係するんですけども、今我々は、日本でもって何ができるか、何をするとどういう効果があってプラスに働くか、そういう議論がもう少し必要なんじゃないかと思うんです。べき論はいろいろあって、そういうべき論のもとに、例えば私立の小学校ができるとか、私立の幼稚園ができるとか、それはやればいいわけですが、国として一体どこに何ができるか、そういう提案をつくるべき。

私は、教育院というものが、さっき文部科学省の枠組みとの関係はどうなっているんだという意見があったけれども、これは非常に明確で、申し上げた研修などはまさに文部科学省がやっている教育システムそのものなんですよ。それを今いじるのは実はものすごく大変なことなんです。ですから、その横に動きやすい小さな組織をつくって、ここで実験して、うまくいくようなら、大きなシステムに持ち込むという体制をつくるべきだろうということを終始一貫申し上げていて、これは私はできるだろうと思っているんです。また、プラスの効果があるだろうと思っているんです。そういうような形のものをもう少し視点として考えていかないと、これはやるべきだ、これはやるべきだとたくさんあるんだけど、では具体的にどうするんですかという話になると思っていますので、是非そこら辺の観点をに入れていただければと思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

大変重要なお指摘をいただきまして、私も進行役を務めさせていただきながら、今日は各論的なものを横並びにご議論いただいておりますので、これをまとめる場合には一つの体系的なかたちでまとめさせていただく必要があるかと思っています。

これは私見になるかもしれませんが、お許しをいただけますならば、運営委員会でこれまでご議論いただいてきたものを体系的にまとめさせていただいて、いかにシステム、仕組みといったものに落とし込んで提言できるか、そうした整備もさせていただければと思います。そういった形であらためてご提示させていただき、またご議論を頂戴したいと考えております。

それでは、時間も経過しておりますので、最後の議題になりますが、有害情報対策についてでございます。これにつきましては、前回の合同分科会におきまして、内閣府からご説明をいただいております。その内容に基づいて、ご意見を頂戴したいと思います。

なお、これにつきましては、事務局から論点メモを簡潔に説明いただいて、その後、門川委員の方からご意見を頂戴したいと思います。

山中室長代理 有害情報対策につきましては、資料3という形でやっていますが、1つのポイントは携帯電話と子供との関係でございます。携帯電話を持っている子供の数、小学校6年で3割ぐらい、中学校3年で6割ぐらいとこういうことで、携帯電話の機能について、1つの論点は通話機能とかメール送受信とか場所確認機能とか限定するような機能

を子供には持たせたらどうかという議論でございます。

2 ページ目は論点 2 で、そもいかないだろうということであると、子供に持たせる、小中学生に持たせる携帯電話というのには、有害情報をカットするようなフィルタリング機能というものをつけるといったことを義務づけると。これは初めからかけたものを一般に売って、高校生以上はそれを外すとか、あるいは一般に売るのはやっぱりすべて見られるけれども、小中学生が使うものには保護者にフィルタリングを義務づけるとか、そういう点でございます。

3 ページ目は、学校教育の中での使い方としても論点 3 の にありますように、学校の中には携帯電話を持ち込ませないとか、授業中は取り上げるといった取り組みもありますけれども、そういうものを進めたらどうかといった論点でございます。

最後、4 ページ目は、前回内閣府の方からもありましたけれども、インターネット上の非常に有害な、特に出会い系サイト等の規制という観点でございます。

以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、門川委員、どうぞ。

門川委員 論点をよくまとめていただき、ありがとうございます。論点 1、そして 2、3、すべて重要であり、是非取り組んでいただきたいと思えます。

携帯電話の問題について、京都市では、教育委員会、校長会、PTA、おやじの会、京都の様々な団体が参画する人づくり 21 世紀委員会、それから携帯電話会社 3 社など、11 団体のメンバーで子供の携帯電話利用に関する連絡会議を立ち上げました。そして 11 月 14 日には学習会に 700 人が集まりました。12 月 6 日に行動アピールをしていこうということで今取り組んでいます。

同時に、資料の 2 ページ目ですが、啓発も含めて小学生 4 年以上に、中学生、高校生の 7 万人全員に 26 項目の調査をしました。携帯電話の使用にあたって「決まりがある」というのは、中学校 3 年生で見ますと、「決まりがあって守っている」のは 28~30% であります。「決まりがない」、あるいは「決まりがあっても守っていない」というのが 7 割であります。小学校のときは親との連絡のために使っているわけですがけれども、中学生になってきたらほとんど友達との連絡に使っています。ここには入れていませんけれども、中学校 3 年生の女子で 1 日 31 通以上メールを受発信しているのが 3 割であります。そして、次のページですが、メールで知り合った人と会ったことがあるのが 20%、出会い系サイトを見たことがあるというのは 16%。それから、フィルタリングをしているというのは 15% あります。これが現状なんです。

そして、最初のページですが、京都大学の木原先生がエイズの問題に一生懸命取り組んでおられます。全国調査で、1 日 31 回から 40 回メールを受発信している高校 2 年生の女子の 13.2% が性経験がある。41 回以上の子は 24.1%。ただし、0 回から 5 回までの子は 1%。万引きとの関係も同様であります。携帯電話で夜中まで布団の中で発信している子供がい

る。そういう子供が万引きをした率も高いし、性経験も高いというのが、どっちが先かわかりませんが、こういう現象が現にあります。

京都市では小学校1年生から中学校3年までずっとこういうコンピューターとか携帯電話、メールに対する情報モラルを育成していこうと体系的なカリキュラムをつくって徹底してやってきたにも関わらず、これが現状であります。教育界だけの取組では、無力感を感じています。それぞれが、親も企業も行政も学校も、いろいろな今論点にあるような取組みをすると同時に、きちんとした法規制が必要だということをお願いしたいと思っていますし、そうした取組みを京都でも世論として盛り上げていこうと進めております。

同時に、規制だけではなしに、先ほど葛西委員がおっしゃったように、ボーイスカウトとかガールスカウトによるいろいろな自然体験、あるいはスポーツが大切です。携帯電話にはまっているより、ネットの世界にはまっているよりもっともっとすばらしいことを、何もかも学校でするんではなしに、社会総がかりで教えるための仕組みをつくっていく、仕掛けをつくっていく。そのためにやはりボーイスカウト、ガールスカウトなどを元気づけるメッセージと具体的な取組み、施策をお願いしたい。

以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは10分ぐらいになりますけれども、ご意見をいただければと思います。

今のお話のように、大人社会におきましても自殺サイトや殺人サイトといったものが公然と飛び交っている状況です。こうした情報が子供社会に及べば、その悪影響の大きさは計り知れないと思います。私に関わっております学校におきましても、こうした問題が頻発しております。何らかの形でこれらを規制する方法がないであろうか。当然、言論の自由、通信の自由はありますけれども、子供たちのために大切なものを見落としてはいけないと思います。

どうぞご自由にご意見を頂戴したいと思います。

品川委員 私も門川委員同様、是非これは実行していただきたいと考えます。私自身は情報を発信する側ですので表現の自由についての規制は反対です。だからこそ情報を発信する側の自主的なコントロールも必要になってくると考えます。ただ、現実的な対応を考えたとき、子どもの成長発達権の保障という観点に立ちますと、フィルタリングをつけた携帯を子供用には販売するというような防御は必要です。携帯だけでなく、家庭ではインターネットのフィルタリングも徹底しなければなりません。

と申しますのも、携帯とインターネットは有害情報を獲得する場だけではなく、昨今、いじめの温床でございます。あらゆるいじめは携帯とインターネットが発信源になっております。この間取材した少女が、携帯を買ったけれども3日間で持つのをやめたと言うんですね。理由を聞きますと、持ったその日から何とかちゃんの悪口メールがわっと届いたのだそうです。それを30分以内か何かに返信しませんと、今度はターゲットが自分になる。それを知ったとき、怖くてずっと携帯から目が離せなくなって、ゲームも出来なければテ

レビも見ることができなくなったそうです。彼女も最初は書いていたけれども、だんだんとらわれたようになってしまい、相手がだれだかも分からなくなってくる。それでみんながそういうふうに見えてしまって夜もねむれなくなり、私はもう持たないことにしたんですとその子は言っていました。小学校4年生の女の子でした。

これは1つの例でしかありませんので汎化するつもりはありませんが、携帯やネットが確実に子どもたちの心身の自由を奪っている現実が確実にあるわけです。有害情報だけではない、いじめや不登校、犯罪などあらゆることの温床になっているのです。幾ら規範意識を上げようと言ってもこういうものが確実にあるわけですから、子供の健全な成長発達のために法規制というのはぜひするべきだと思います。

池田座長代理 どうぞ、浅利委員。

浅利副主査 モラルで解決する問題とそうでない問題があります。この問題はモラルで絶対に解決しないので、徹底的な法規制をかけるべきだと思います。私もいろいろな政策に長いことおつき合ってきたんですが、そんなことをやって大丈夫かなとこうことでも、圧倒的な支持を受ける法があるんですね。例えば、大学立法がそうでした。もう全国の大学が荒れ狂っているときに、佐藤総理は思い切った大学立法でそれを抑えに出たときに、圧倒的世論が支持したんですね。ぴたっと学園騒動はおさまった。僕はこの問題はまさにそれに近いなと思っています。ですから、思い切った法的規制をかけるということがとても大事で、その点では政治家もそれから官僚も勇気を持っていただきたいですね。このままいくととんでもないことになると思います。

池田座長代理 どうもありがとうございます。

小谷委員、どうぞ。

小谷委員 全く同じ、法規制をするということに大賛成なんですけど、フィルタリングというのもただ啓蒙ということではなくて、もうマストとしてフィルタリングのついたものしか販売しない、何かの事情によって外すことは親の判断であるかもしれないけれどもという基準にすべきだと思いますし、それでも小学生は携帯電話を持つ必要は一切ないと思います。小学生以下は持たないぐらいの、まだ公衆電話が存在しているわけですから、私は必要ないと思います。

門川委員 京都市が創設した連絡会議において、親が安心して小学生に持たせたいという携帯電話を開発してくださいとの提案がありました。つまり、電話とメールとGPS機能だけに限定した携帯電話です。携帯電話を一切持たせないとするのは難しいかもしれない。子供に持たせたい携帯電話、つまり今の論点1のような携帯電話を携帯会社は発売する、みんなそれを使う。それ以外のものはフィルタリングを先にかけて解除できないようにすれば良い。根元に子供の名前で申し込んだ携帯電話は親がフィルタリングをかけにしようと思っても直ちにはかけられないんです。そういうふうなことで、結局、有名無実。京都府の条例があるんですけども、努力規定で有名無実です。精神条例をつくったってあまり意味がない。実効性のある法規制を是非ともよろしく願いたい。

浅利副主査 次の会議に携帯電話会社のトップを重要参考人として呼んで話したらどうですかね。一般論でなしに。

池田座長代理 ありがとうございます。

川勝委員、どうぞ。

川勝委員 小さな経験ですけれども、過去4年間ぐらい、全国の県から選抜されてきた高校生を2週間、九州の一角に集めて、いろいろな立派な先生方のご講義を拝聴すると、その間共同生活をすると。その共同生活の条件の1つに、携帯電話を持参してはならない、あるいは持ってきた人はそれを取り上げるということをいたします。そうしますと、何が起こるかといいますと、2日目ぐらいまではみんなやっている、ところが3日目ぐらいになるとみんな不安になってくるようで、そしていわゆる禁断症状が起こるということだそうです。しかし、4日目、5日目になりますとそれがなくなりまして、そして残り10日間ぐらいが非常に充実したものになるということです。

今学校には、例えば小学校の場合、大半のところ時計を持ってきてはいけないと。それはきちりとした規則正しい学校での修業がありますので、必要ないわけですね。携帯が本当に教育上必要かどうかということ踏まえますと、必要ないというふうにご判断されるなら、学校での携帯電話の使用を禁止すると。それはもちろんお父さん、お母さんにとって携帯を持たせるということが、今おっしゃったように子供の通学上安全を生むということは別の問題ですけれども、教育上それが必要かどうかということで、必要でないというご判断ならば、時計でさえ持たせないわけですから、ましてや携帯電話においておやということだと僕は思うのでありますが。

家庭で持つのはこれは仕方ありません。しかし、15歳以下の子供たちを持つ携帯電話については会社がそういうフィルタリングをかけるなりそういうものをする。それは家庭での話であって、教育上携帯がどうかということは、周辺の問題ではないかと思えます。特に通学時における。ですから、有害情報が問題になっている、しかも教育上基本的にこれが必要であるかどうかとなったときに、大半の方々は必ずしも必要とは思われていないということであれば、思い切って携帯電話を学校内には持ち込まないというふうなことを提言されればと思います。

池田座長代理 野依座長、どうぞ。

野依座長 私は絶対厳しく規制しなければいけないと思うんですけれども、日本が特に有害情報を、日本の国における情報が特に有害の度合いが大きいのか、あるいは被害が非常に大きいんでしょうか。各国同じような問題を抱えていると思うんですけれども、どういう状況なんですか。

品川委員 私がよく取材するのはアメリカやイギリスの一般家庭ですが、子どもが携帯電話を持っているケースはどうなのでしょう、あまり聞いたことがないですね。私がよく取材に行く地域は、カリフォルニアとかハワイ、あとはイーストコースト、ニューヨークやニュージャージー、ボストンなどが多いのですが、家庭でパソコンを買う時に子供に有

害サイトを見させないためのフィルタリングはロー（法）だから当然つけると。携帯を安全のために持つということもまずない。なぜならスクールバスがありますし、なければ親が必ず送り迎えをするからです。親ができなければ近所でチームを組んで送り迎えする。だから位置確認のためのキッズ携帯、というニーズがない。

それから、もう一つは、これはよく指摘されていることですが日本は児童ポルノ天国です。ダダ漏れ状態。性虐待の取材でカナダのバンクーバーに行ったときに、U B Cの教授から日本にアクセスすると幾らでも児童ポルノに関する情報がゲットできる。なぜペディフィリア（小児性愛者）を刺激するような情報が普通に日本ではあるのかと繰り返し問われ、答えに窮した記憶がございます。よその国でもありますが、そういったことは秘め事になっていますので、どこにでも普通に手に入るようなものではない。でも、日本ではコミックですら激しい描写が普通に許されています。法的規制が甘いのか、保護者の意識なのか、民度の問題なのか、分析はいろいろとあろうかと思いますが、実際はそういう感じがします。

野依座長 そうすると、社会的な状況は同じであるけれども、他の国は法的規制で遮断していると、こういうことですか。

品川委員 そういうところもございます。まず自治体でフィルタリングを義務化しているところもあると聞きますし、保護者が教育的に絶対フィルタリングするということも多いです。これには宗教的なバックグラウンドもあるかと考えます。

野依座長 ですから、私は日本の社会が特に病んでいるのかなとちょっと心配したんですけれども、そういう状況は各国あまり変わらないんですね。

品川委員 ただですね、児童ポルノにつきましては、圧倒的に日本の規制は緩いと考えます。これは私だけではなく、虐待問題に関わる人たちや海外研究者、海外メディアの感覚でもそうだと思います。

門川委員 法的な規制ということ、親の関心が低いということ、それから儲かったら良いと経済至上主義になって、その対象が子供にまで及んでいるということ、全てが原因だと思うんですね。これらに的確に対処できないことは、日本社会が病んでいるという兆候だと思います。

浅利副主査 それから、宗教心がないということのも、例えば自殺系サイトでみんなが集まって自殺しちゃうとか、あれもやっぱりちょっと異常ですね。他の国にはあまりないんじゃないかと思います。

品川委員 確かに、そういうこともあると考えます。

やはり、何を持ってても罰則が緩い。例えば、教師が児童ポルノのサイトを作ったという事件がございましたが、あれがアメリカで起こったら世論がすごい勢いで動くでしょう。でも日本は被害者が警察に告訴して初めて動き出すわけですね。またあの事件も、「あの先生がヘンだから」という個のレベルに落とし込まれてしまって、世論にあまり関心がない。そういうこともあると思っております。

池田座長代理 この問題に限らず、環境規制もそうですけれども、規制すべきものを規制できないような、何か社会全体が及び腰のところがあるような気がしてなりません。

いろいろとご意見をいただきました。皆さん前向きな、積極的に規制すべきものは規制すべきであるというご意見だったと理解しておりますので、そうした方向でまとめさせていただければと思っております。

最後になりますが、今日いただきましたご意見を踏まえまして第三次報告を目指させていただきますが、まとめ方につきましては、先ほど申しましたように、僭越でありますけれども、お許しいただけますならば、運営委員会等で全体構想をまとめさせていただくなかで、今日ご議論いただきましたご意見をうまく取り入れさせていただければと思います。

それでは、最後に山谷総理大臣補佐官からお願いします。

山谷総理補佐官 たくさんのテーマについてご議論いただき、ありがとうございました。12月もできれば毎週のように4回ほど合同分科会、あるいは総理ご出席の総会というのを考えておまして、今池田座長代理がおっしゃいましたように、全体構想をお示ししながら総会でご了承いただくというような形の運営をしていきたいと思っております。

第一次、第二次報告書にありましたように、法改正の問題とかシステム改革の問題、予算づけに関わるもの、必要な組織づくりなどの提言をしていきたいと思っております。ただ、策をたたら並べるだけというようなまとめ方はしないつもりでありますので、どうぞ皆様方にご出席いただきながら、厳しくご指摘いただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

池田座長代理 どうぞ、中嶋委員。

中嶋委員 先ほど町村官房長官が言われましたように、当初の12月とか1月、若干遅れてもいいではないかという示唆がありましたよね。これだけの論点を、しかも骨太にまとめて出すには、若干その辺の時間的猶予を持った方がかえっていいのではないかと思いますので、また運営委員会の場でも私は申し上げたいと思っております。

池田座長代理 その点も含めまして、もう少し詰めさせていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、本日の合同分科会は以上をもちまして閉会とさせていただきます。

大変お忙しいところ、ありがとうございました。12月に入りましてもよろしく願い申し上げます。

- 了 -